

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第2回）

日時：令和2年2月26日（水）8:40～
場所：本庁 202会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 現在の状況について（資料1）

(2) イベント等の開催について（資料2）

(3) 今後の対応について（資料3）

(4) その他

4 閉会

○参考資料

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
総合企画部長	明楽 智雄	
総務部長	梶岡 潤二	
財政部長	二宮 俊幸	
財政部参与	小賀 智子	
財政部参与	原田 浩司	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	飯田 早苗	
こども保健部長	織田 敬子	
産業経済部長	玉置 晃隆	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	岡 完治	
水道局長	分部 秀樹	
学校教育部長	絹田 真一	
生涯学習部長	小坂田 裕造	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
岡山県美作保健所 総括副参事	河副 節美	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	平井 良幸	
健康増進課長	水島 智昭	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任保健師	浦上 雅彦	
健康増進課保健師	堀 正治	

(1) 現在の状況について

①発生状況

- ・日本国内患者の発生状況（2月24日現在）
 - 感染者 144名、（死亡者1名、退院26名）
- ・横浜港に到着したクルーズ船発生状況
 - 感染者 634名、（死亡者3名）

②国等の対応状況（2月13日以降）

- ・2/13 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒緊急対応策取りまとめ
- ・2/16 第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催
⇒相談・受診の目安などについて協議
- ・2/17 「帰国者・接触者相談センター」への相談条件の変更
 【変更点】
 「風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている」
 「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある」
 方は相談すること。
 高齢者や基礎疾患等がある方は、上記の状態が2日程度続く場合は相談すること。
- ・2/19 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催
⇒イベント開催のあり方などについて協議
- ・2/20 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- ・2/24 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
⇒感染拡大防止策等についての総合的な基本方針について協議
- ・2/25 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」発表

基本方針より（抜粋）

○現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会、経済へのインパクトを最小限にとどめる。

③県の対応状況（2月13日以降）

・2/14 第2回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

・2/17 「帰国者・接触者相談センター」の時間延長

 美作保健所：平日 9時～17時、21時～9時

 土日祝日 17時～9時

 岡山県庁：平日 17時～21時、土日祝日 9時～17時

・2/19 「帰国者・接触者相談センター」の相談条件の変更

【変更点】

上記の内の2/17付けの変更点のうち、高齢者や基礎疾患等のある方は、「帰国者・接触者相談センター」ではなく、かかりつけ医に相談に変更。

④市の対応状況

・2/13 第1回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

・2/17 全世帯へ感染症予防のチラシの配布（広報津山3月号に合わせて）

・2/21 「イベントの開催に関するメッセージ」を職員に周知

【周知内容】

 ①イベント開催の検討

 ②まん延防止対策

 ・会場内に消毒液を設置

 ・感染防止対策の徹底（リーフレットなどの活用）

 ・風邪の症状のある方には参加をしないよう依頼すること

・2/26 第2回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

・随時 情報の更新（HP、LINE等）

県民の皆様へ ～新型コロナウイルス感染症に関するお願い～

新型コロナウイルス感染症が、中国だけでなく日本でも確認されています。

コロナウイルスとは？

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスで、人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られています。石けんでの手洗いやアルコールでの消毒が有効です。



出典：国立感染症研究所

＜県民の皆様へのメッセージ＞

- 風邪やインフルエンザと同様に、**咳エチケット**や**手洗い**などの一般的な感染症対策を心がけてください。
- 次の症状がある方は、**帰国者・接触者相談センター（裏面）**にご相談ください。



- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方で、上記の状態が2日程度続く場合は、かかりつけ医にご相談ください。



センターでのご相談の結果、新型コロナウイルスに感染の疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

- 最新の情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



新型コロナウイルスによる感染症について不安なことがある場合は、相談窓口に連絡してください。

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

電話：086-226-7877 FAX：086-225-7283

平日：9時～21時、土日祝日：9時～17時



岡山県マスコット
もっち・うらっち



岡山県保健福祉部健康推進課

(令和2年2月17日現在)

帰国者・接触者相談センター

受付時間	平日9時～17時	平日21時～9時 土日祝日17時～9時
------	----------	------------------------

施設名	上段：電話番号 下段：FAX番号	電話番号(※)	所管の市町村
岡山市保健所	086-803-1360 086-803-1337	086-803-1360	岡山市
倉敷市保健所	086-434-9810 086-434-9805	086-434-9810	倉敷市
備前保健所	086-272-3934 086-271-0317	086-272-3934	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
備前保健所東備支所	0869-92-5180 0869-92-0100	0869-92-5180	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	086-434-7072 086-425-1941	086-434-7024	総社市、早島町
備中保健所井笠支所	0865-69-1675 0865-63-5750	0865-69-1675	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	0866-21-2836 0866-22-8098	0866-21-2836	高梁市
備北保健所新見支所	0867-72-5691 0867-72-8537	0867-72-5691	新見市
真庭保健所	0867-44-2990 0867-44-2917	0867-44-2990	真庭市、新庄村
美作保健所	0868-23-0163 0868-23-6129	0868-23-0163	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
美作保健所勝英支所	0868-73-4054 0868-72-3731	0868-73-4054	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

※留守番電話につながりますので、応答メッセージに従ってください。

受付時間 平日17時～21時、土日祝日9時～17時

施設名	電話番号	FAX番号	所管の市町村
岡山県庁	086-226-7869	086-225-7283	全県



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点では政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼することなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願ひいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

イベント等開催における検討の観点と 開催時の予防策について

令和2年2月25日現在

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑止するため、次のポイントで、開催または中止・延期の検討を行ってください。

【イベント等の開催に際し、中止・延期を検討する観点】

- ①屋外か、屋内（室内）か。屋内（室内）の場合は、会場等は十分な換気が行える環境があるか。
- ②狭い密閉空間で、一定時間の滞在が伴わないか。
(特に、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続かないか。)
- ③不特定多数の参加（特に県外）が予想されないか。
(高齢の方や基礎疾患をお持ちの方には、特に配慮が必要)
- ④開催する時期を変更できないか。

イベント等を開催する場合、次の「予防策」を講じてください。

【イベント等開催時、必要な予防策】

- ①感染防止の周知徹底
(手洗いや咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示)
- ②体調不良の方（風邪のような症状がある方）への参加自粛の要請
- ③屋内（室内）で実施の場合、こまめに換気を行う。
- ④対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続かないよう工夫すること。



感染症対策

へのご協力を
お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省 検索



感染症対策へのご協力をおねがいします



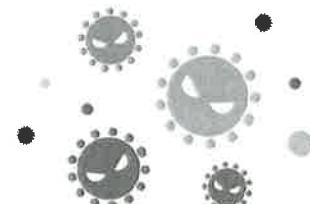
せき 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省 検索



感染症対策へのご協力をおねがいします



手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

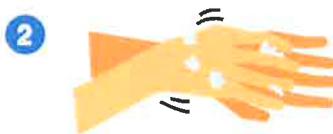
正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省

検索



(3) 今後の対応について

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型コロナウイルス感染症が発生していない状態
海外発生期	海外で新型コロナウイルス感染症が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>(地域未発生期) 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生していない状態</p> <p>(地域発生早期) 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p> <p>(地域感染期) 県内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型コロナウイルス感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえた市の対策を継続実施する。同時に「国内感染期」に備え、的確かつ迅速に対応できるよう準備をする必要がある。

「国内感染期」の際、必要と考えられる主な対応は、以下のとおり

○新型インフルエンザ等対策行動計画より「国内感染期」の目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

○「国内感染期（地域発生早期・地域感染期）」に必要とされる主な対策

1 実施体制	
・津山市新型コロナウイルス感染症対策本部による全庁的な対応体制	・全部署
2 情報収集・情報提供・共有	
・国、県等の関係機関を通じた情報収集	・こども保健部 関係部署
・あらゆる媒体、機関を活用した市民や関係機関、関係団体等への情報提供	・総合企画部 ・こども保健部 関係部署
・電話相談の継続	・こども保健部
3 まん延防止	
・感染症対策の周知 (感染症予防の啓発等)	・こども保健部 関係部署
・公共施設の予防対策 (消毒液の設置、啓発ポスターの掲示等)	・こども保健部 財政部、関係部署
・外出自粛、施設の使用制限等の要請等に係る周知	・こども保健部 環境福祉部 教育委員会 関係部署
4 医療	
・県への医療対策への協力	・こども保健部
・在宅で療養する患者の支援等	・こども保健部
5 市民生活及び市民経済の安定の確保	
・生活関連物資等の価格の安定等	・関係部署
・要援護者への生活支援	・環境福祉部 こども保健部 関係部署
・学校、保育所等の支援	・こども保健部 教育委員会 関係部署
・社会福祉施設等の支援	・環境福祉部 関係部署

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にはほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。

重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乘じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。